

平成29年12月14日

総務文教常任委員会会議録 審査内容

◇会議録

- 1 日 時 平成29年12月14日
開会 13時00分 閉会 14時04分
- 2 場 所 幕別町役場 3階会議室
- 3 出席者 委員長 小川純文 副委員長 谷口和弥
委員 荒貴賀 内山美穂子 中橋友子 乾邦廣
議長 芳滝仁
- 4 傍聴者 小島智恵 長谷川記者（道新）
- 5 説明員 町長 飯田晴義 副町長 川瀬俊彦
企画総務部長 山岸伸雄 総務課長 新居友敬
- 6 事務局 事務局長 細澤正典 課長 林隆則 係長 遠藤寛士
- 7 審査事件および審査結果 別紙のとおり
 - 1 付託された議案の審査について
議案第103号 幕別町の休日等を定める条例等の一部を改正する条例
 - 2 その他

総務文教常任委員会委員長 小川純文

◇内容

(開催 13:00)

○委員長(小川純文) ただいまから、総務文教常任委員会を開会いたします。

本日は、先日付託されました議案の審査について行いたいと思います。

議案第103号、幕別町の休日を定める条例等の一部を改正する条例であります。この議案に対しての提案説明を理事者側よりよろしくお願いいたします。

企画総務部長。

○企画総務部長(山岸伸雄) 議案第103号、幕別町の休日を定める条例等の一部を改正する条例につきまして、提案の理由をご説明いたします。

議案書の1ページ、議案説明資料の1ページをお開きいただきたいと思います。

現在、幕別町の年末年始の休日につきましては、地方自治法の規定に基づき、幕別町の休日を定める条例により、12月31日から翌年1月5日までと定められております。

このような中、近年、年末年始の期間中においても営業する商業施設等が増えてきていることなどから、年末年始における一般住民の活動や生活スタイルにも変化がみられているところでございます。

また、国、北海道、帯広市などは、12月29日から翌年1月3日までを休日としている官公庁が増えてきているとともに、金融機関なども1月4日から営業している状況にあります。

このような社会状況の下、近年、一般住民の方から本町における年末年始の休日について、国等と比べて2日間のずれがあることに伴う不便さなどの問い合わせが寄せられているとともに、町としても北海道などとの協議が各種の事務手続などにおいて支障をきたす面もございます。

このような現状を踏まえて、今後本町における行政事務の連携の効率化、公共施設の運営や窓口サービス等の向上、円滑化を図ることを目的として本町における年末年始の休日を国等と同一にするように関係条例について所要の改正を一括して行おうとするものでございます。

なお、本条例改正にあたり、昨年6月に町内における産業経済団体、金融機関、文化団体、体育団体、福祉関係団体等、25団体にこの見直し案についてのアンケート調査を実施したところ、23団体から回答がございまして、休日の変更について支障はないとの回答を得ているところでございます。

また、職員組合に対して本年5月に年末年始の休日に関して提案し、6月28日に平成30年度からの実施に合意をいただいているところでございます。

さらに、改正にあたり影響する事務事業の点検を行い、特に住宅料関係の納期限は毎月月末が納期限となっていますことから、休日にあたる時は、その翌日の開庁日が納期限となることに加え、金融機関に対しましても年間口座振替日を年の当初の2月初旬に通知することとなっております。

また、ごみカレンダーにつきましても、3月上旬に配布する予定となっている点、さらには、保育所につきましても、2月に継続児童、3月に新入所児童の説明会を行うなど、今後準備を行うことが必要となりますことから、このたびの提案とさせていただいたところでございます。

議案書1ページ、議案説明資料は1ページから4ページを併せてごらんください。

改正条例第1条につきましては、幕別町の休日を定める条例等の一部改正であります
が、第1号、幕別町の休日を定める条例、第1条第1項第3号。

第2号、職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例、第9条。

第3号、幕別町職員の給与に関する条例、第12条。

第4号、幕別町百年記念ホール条例、第4条の表、休館日の項、第2号。

これら、各号につきましては、年末年始の休日について、12月31日から翌年5日までの日を、12月29日から翌年1月3日までの日に改めるものでございます。

次に、第2条につきましては、幕別町立保育所条例等の一部改正であります。

議案書1ページ、議案説明資料は5ページから8ページをごらんください。

第1号、幕別町立保育所条例、第4条第2号イ。

第2号、幕別町立僻地保育所条例、第3条第2号イ。

第3号、幕別町忠類へき地保育所条例、第3条第2号イ。

第4号、幕別町立学童保育所条例、第4条第2号イ。

これら各号につきましては、保育所等の休日について、12月31日および1月2日から5日までを、12月29日から12月31日まで、1月2日および1月3日に改めるものでございます。

議案書の1ページをごらんください。

附則についてであります。ただいまご説明いたしました、いずれの条例も施行期日を平成30年4月1日からとするものであります。

なお、この他、町の公共施設の年末年始の休館日等につきましては、規則にて規定しておりますので、本条例を議決いただいたのち、速やかに関係する規則の改正を行うとともに、各施設の窓口および広報紙、ホームページを通し周知を徹底してまいりたいと思います。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員（小川純文） ただいま、提案説明がありましたけれども、委員の皆さまから何かご意見ご質問ございますか。

谷口副委員長。

○委員（谷口和弥） 今回の条例変更の提案は、来年度から年末年始の休日の日数を変えないで2日間先にずらすということの中身でありました。ご説明にもあったように、既に23団体からのアンケート結果でも合意が得られている。組合のほうも合意が得られているということの中では、あとは町民への周知が徹底されることで、今回のこの提案については問題なくいけるのではないかなというふうに思います。

来年度の提案だから、来年度からの実施ですので、まだ1年ある。この12月の末からではないわけで、帯広市もホームページ等を見ると、ことしからですか、あれは。しっかりとやっている。そのようなことが幕別町でもやられればいいのかというふうに思うのですけれども。

1点だけちょっと、29日から休み、これは今申し上げたとおり問題ないのだと思うのです。土日の曜日の関係では、27、28も休みになってしまって、閉庁日が26日になる年

も出てくるわけです。再来年、2019年度は28日からになるし、うるう年の関係では、2025年になるのですけれども、27、28と土日がきて、29、30、31と続いていくということになっていく。

私の心配する点というのは、29からはいいだろうと。26日あるいは、27日が仕事納めというときには、ちょっと特別な手立てなども役場内の中で用意していただくようなことが必要なのではないかなと。歳瀬も迫った中では、ぎりぎりになっていろいろな手続きも、何ていう町民もあるのだというふうに思うのですよ。そういったことへの配慮がなされるのであれば安心してこの条例に賛成できると思うのですけれども、その辺は何かお考えになっていることはありますか。

○委員長（小川純文） 総務課長。

○総務課長（新居友敬） 休日が長く続くという場合においては、ことしもそういったことで長く続くということなのですから、ことしはやはり、4日までは休みということなのですが、5日、6日については臨時窓口を設けるとか、その休みに応じて、実際に長期にわたるときにおいては臨時窓口を設置するという考えを持っております。

○委員長（小川純文） 他、ご意見ございませんか。

中橋委員。

○委員（中橋友子） 何点かお尋ねしたいと思うのですけれども、今回の改定理由にあたりまして、国や北海道の休日に合わせるという点では、これまでずっと、ずれていたという言い方も変ですけれども、そういう状況でありましたから理解するところなのですから。

ただ、企画総務部長から説明がありましたように、町民の生活スタイルといいますか、変わってきているとおっしゃいましたよね。年末年始それぞれ、以前でしたら両方含めて、きちんと休まれる企業も事業所も含めてですね、多かったのですけれども。どちらかというところ最近、そういうものもなしで年間無休というような形で動いている、変化が生じているというのがありますよね。

そうすると、これまで30日まで役場が開いていて、いろいろな手続きに来られていた方もいらっしゃると思うのですけれども、そこを休日にすることによって影響を被る、つまり、29日、30日あたりの利用状況がどうだったのか、今までのですね。そういったことも、結果的に変えることが改善というか、町民にきちんと影響なくやっていくことが大事だと思うのですけれども。年始が早まることについての、助かります。というのは増えると思うのです。ですが、年末の早く閉めてしまうことによる影響、ここがどのくらいなのか、まず聞きたいと思います。

それと、どちらかというところ、今、国や道や帯広のお話は出されましたけれども、町村というのは同じような感じで休んでられるところは、今の幕別町と同じような体制のところが多いのではないかなと思うのですけれども、それはどうなのでしょう。他の町村の状況と、あと、そこでも動きがあるのかどうか、そのようなこともお尋ねしたいと思います。

もう一つ言ってもいいですか。

私、議運にいまして、条例提案されるときとか、初日にきちんといろいろ提案させていただくのだけれど、これ初日ではなかったですね。今伺うと、ことしの5月、6月

から既にきちんと準備されていたということであれば、本来であれば初日に出していただいて、きちんといろいろ議員の質疑をする、保証といいますか、そういったものもきちっと考慮していただける中身ではなかったのかなと思うのですけれども、追加提案で出されたのには何か理由があったのでしょうか。その辺を伺いたいと思います。

○委員長（小川純文） 総務課長。

○総務課長（新居友敬） はじめに、年末の状況につきましてご説明します。

本町、それから札内、忠類の窓口で証明書等の発行件数ということで、過去3年間分の平均を取りまして数字的には出しております。通常でありますと、波はありますけれども、1日約120件、全体で来ているという状況の中で、年末における、今の休みでいくと12月29日、30日に来られる、発行している状況につきましては、1日約58件ということで、約半分以下ということになっております。

それから、他の町村の動きでございますけれども、管内では帯広市の他、まだこういうことを実施している町村はございません。北海道の中で町村で実施しているところは、調べる限りでは白老町が実施しているという状況でございます。

○委員長（小川純文） 企画総務部長。

○企画総務部長（山岸伸雄） 3点目の、なぜ初日に提案しなかったのかという理由でございます。私どもも、この提案をするにあたり、どのような形で提案するかということで理事者ともお話しさせていただく中で、昨日の本会議において議決いただきました、幕別町職員の給与に関する条例の中で、時間外手当の項目について改正をさせていただいた部分でございます。それについては、昨日もご説明させていただきましたけれども、休日とした日を除くというような部分がございます。分母から除くというお話をさせていただいたというふうに思いますが、それらの関係から、より関連性が、今回の休日についても同じく関連性が強いものですから、追加でより分かりやすいような形で今回提案させていただいたということでございます。

○委員長（小川純文） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 一番最後の提案のあり方ですけれども、職員の給与は人事院勧告の関係で、それに合わせて提案しなければならないので、当然ずれてきますよね。これまで、追加議件というのは、どちらかというところ、例えば除雪費の緊急を要するものであるとか、今回のような人勧の関係とか、あとは工事の入札の関係で遅れるとかということだったのですけれども。

分かりやすくするためということではあるのですけれども、でも実施は来年ですよ。今回の人勧は、ことしからということですから、関連性が深いということもないのではないかなというふうに思います。それはそれで別々に議決しても何ら問題のないものではないかなと思うのです。それで、やっぱり提案していただく、受ける側の考えとしては、先に出してもらえるものはきちんと出していただいて、うちは会派制もとっていますので、十分な議論もしてというようなことが一番助かる提案のされ方なのですよ。そういうことですので、関連性が深いという点では切り離しても問題がなかったのではないかなと思いますが、どうですか。

それと、58件ずつ利用があったということは、確かに半分以下ですけれども少なくとも少ないですね。これ、本町、札内、忠類全部合わせての数というふうに理解してよろしい

のですか。

○企画総務部長（山岸伸雄）　そうです。

○委員（中橋友子）　なるほどね。

一番はやはり、先ほど、谷口委員からもありましたけれども、住民自身がこれまで開いていたところが閉まりますよということですから、少なくとも年末のギリギリでなかったら、例えば、納税の関係だとかいろいろな、帰省してきて、ここに居ながら年末だから帰って来て、この時に手続きをとるとかという人たちもいらっしゃると思うので、その辺はどのようなふうにお考えでしょうか。

○委員長（小川純文）　副町長。

○副町長（川瀬俊彦）　まず、利用状況のことなのですから、ちょっと繰り返になりますけれども、年末に向かいますと数字的には通常ベースだったら1日当たり120件平均。そして、27、28の2日間では103件くらい。そして、29、30の2日間では58件ということで、年末に向かって減っていく、そういう傾向にあります。

それと、逆に仕事始めはどうなっていくのかということなのですが、これにつきましては、6、7の2日間で1日当たり167件。そして、8、9の2日間で142件。それ以降は平準ベースの120件になっていくということで、どうも傾向を見ていますと、年末に向かってだんだん減っていったって、そして、年明けて御用始めは待ったかのごとく、最初はグッと上がると、そういうような傾向にあります。

ですから、町としましては、そのような流れを見たときに、町民の動きが昔と違って正月も活動される方が多くなってきたなという、そういうものと。

それと、道および国が4日から仕事始めになっていますから、それに合わせて町民の方からいろいろな申請があります。そういうものも早めにしたという、そういう意識はやっぱりあるのではないかと。

それならば、やはり町も国、道と合わせていったほうが、国や道といろいろな仕事上、協議しなければならぬこと、それと手続き上、町がやって、それから進達をしていかなければならないという手続き上のこと、これがやはりぴったり合ったほうがロスが少ない、それが住民サービスにつながる、まずそれを第一に考えました。

それと、幕別本町地区、札内地区、そして忠類地区、それぞれの地区につきましても分析いたしましたけれども、札内地区が一番それが顕著です。それで、幕別地区、忠類地区につきましては、そんなに大きな変化はありませんけれども、全体的な流れは同じような傾向であるということでもあります。

それと、他の町村の事例なのですから、先ほど部長が説明したとおりなのですが、市のレベルで考えますと道内の市では16市が今現在国と一致しておりまして、大体、半数ぐらいの市は国と一致しております。

そのようなことで、全国的にもやはり国に合うような形で改正されていくところが流れではないかと、そのように思っております。

それと三つ目ですけれども、条例の提案のしかたにつきまして、これは、今回追加提案をさせていただいた理由は説明でも申し上げましたけれども、国のほうがなかなか国家公務員の法案が通っていないということもありまして、12月1日の提案は見送らせていただきました、給与条例ですよ。見送らせていただいたということで、これはまず給

与改定につきましては追加提案にせざるを得ないというのが一つの理由です。

それと、今回のこの休日に関する条例の改正につきましては、一部、時間外の単価のあり方についての改正も含まれています。これは、時間外単価のあり方につきまして、先ほど部長が休日を除くと言ったのは、1時間当たりの単価を計算するとき分母がありますが、分母の中に1年間の総勤務時間数があるわけですが、その総勤務時間数から休日を引き算して、分母はですから小さくなるのです。そういう計算上、この休日のあり方というものが関係しますので、これは休日のあり方についての改正分もあわせて、これは関連性がありますので、提案につきましては同じ日にちにさせていただいたということですのでご理解いただきたいと思います。

○委員長（小川純文） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 何と言うのでしょうか。無茶無茶おかしいよという意味というのではないのですけれども、早く出すというのが大前提というのが一つと、休日の計算の仕方でも休日の日数そのものは変わらないわけですよ、5日間というのは。今回の提案は。そうしたら、計算上に関わってくることはないのではないかなというふうに思います。

そんなにこのことで、この中身そのものについて関連するという意味ではないのです。理事者として議案を提案する姿勢に、なぜこれだけ遅れたのかという疑問を提案された時から思っていたものですからお尋ねをしたところです。本来はやはり、逆の面では専決処分なんかもありますけれども、これは議会を開く暇がないときということになっていきますし、それから、追加議案のときも追加することがやむを得ずというようなことではないかなというふうに思いますので、ご検討いただければと思います。今後に生かしていただければと思います。

○委員長（小川純文） 暫時休憩といたします。

（暫時休憩）

○委員長（小川純文） それでは、休憩前に引き続き会議をはじめます。

乾委員。

○委員（乾邦廣） 各種団体の意見をお聞きしましたと説明いただきました。これは、団体の意見を聞いて、広く町民の皆さんの意見を聞くというお考えはないのでしょうか。

○委員長（小川純文） 総務課長。

○総務課長（新居友敬） この年末年始の休日の見直しについては、第4次の行政改革大綱推進計画の中に位置付けられたものでございまして、今回の変更の趣旨ということは、先ほどから申し上げているとおり、国、北海道などの機関、それから、多くの民間企業と年末年始の休日が異なることによりまして、町民の混乱や不便を解消するという考えの下に今回見直しを行っていくということで、先ほどからいろいろ説明を申し上げた状況を勘案して、行政サービスの質の向上という観点から今まで進めてきているという状況でございまして、住民に対しましては、今後、十分な周知、それから説明の期間を取りまして、広く周知に今後努めていきたいという考えでございまして。

○委員長（小川純文） 乾委員。

○委員（乾邦廣） 広く町民の意見を聞きはしないのだろうかという理解はしましたがけれども、本来ならば、やっぱりパブリックコメントとか、そういう制度もちゃんと設けているわけですから、幅広く町民の意見を聞くように進めていただきたいと思いますというのを希望として

お伝えしておきます。

○委員長（小川純文） 容認するということですね、今後も。

その他、ご意見はございませんか。

荒委員。

○委員（荒貴賀） 今までお話いただきまして、役場の事務関連や住民の方が変わってきているというお話がありました。今回の条例の中で、やはり大きく関連があるのは保育所と学童保育の利用者なのですよね。

今までは、30日まで預けられた、それが、28日までしか預けられなくなる中で、2日間調整しなくてはいけなくなる状況が出てくるのだと思うのです。今、説明の中で、2月、3月の入学準備前にはご説明したいというお話がありましたが、今まで慣例的にこの日程でやっていたものが変わるということで、一定程度それこそ、ちょっとびっくりするというようなことが発生するのではないかと思います。そのときには、しっかり丁寧なご説明をしていただければよろしいかと思います。

あと、入学式に説明したので、では年末までとなると期間が空いてしまって、もしかしたら抜けている可能性がありますので、中間に9月、10月は、日程についてはあれですけれども、もう一度こういう日程でことしからはじまりますというのを再度周知していただく。2月、3月だけではなくて、2回周知してもらって設定をしていただけるような体制を整えていただきたいと思います。

内容については、それこそ帯広市が変わってきたという中で、反対するようなものではないのですが、急に変わってくると調整をしないといけないところが発生しますので、ぜひその辺を考えてやっていただければと思います。以上です。

○委員長（小川純文） 企画総務部長。

○企画総務部長（山岸伸雄） 今、委員がおっしゃられたことは、大変大切だと私たちも思っております。特に保育に関しては影響があるだろうなと。というのは、やはり実際調べてみますと、29日、30日は通常ベースからみると、やっぱり減ってはくるのですね。調べると、大体、29日では6割程度、30日では4割程度になるということから、と言いながらも保育という性格上、ここはやっぱりそれだけご不便をお掛けする方はいらっしゃるというふうに認識しております。そういう面でなるべく早く周知をするということで、翌年度の、もし、29、30に働く方がいらっしゃるのであれば、その辺の手当てもまた考えていかなければならないということがありますことから、なるべく早くこういうものを出して準備をしていただきたいと思いますという意味も大きくございます。

それともう一点、周知の部分でございますけれども、当然そういう制度、2月、3月に説明したら、それで終わりではなく、その都度きちんとお知らせしていくと。ホームページもそうですし、保育所だとか学童だとか、そういうところで、先生方から近くなって、夏場、秋口くらいからは、きちんとお話を、なるべく多くしてもらって、円滑に冬のそういう、新しく休日になる日の手当てを考えていただきたいと思いますということではやっていきたいというふうに思っております。

○委員（中橋友子） 関連していいですか。

○委員長（小川純文） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 庁舎の休日体制といわゆるその現場といいますか、今、保育所、学

童保育、広くいえば学校とかいろいろありますけれども、そこのその体制というのは統一してしまうということなのではないでしょうか。例えば、保育所でしたら、そこの運営のあり方で対応する子どもさんの状況によって、保護者の状況によって臨時的な措置を取るとか、時間なども、例えば、役場の勤務は決まっていますけれども、それ以外の時間については臨時的な対応をされていますよね。時間外といいますか、そういうような措置というのはお考えではないのでしょうか。

○委員長（小川純文） 企画総務部長。

○企画総務部長（山岸伸雄） ことしもなのですけれども、ことしも長い休みになるのですけれども、その辺につきましては、過去はそういうことで、特に長い休みになった際には臨時開所ということも過去はしていたことはあるのですが、現実としてみると、ほとんど利用がないということがありまして、それで、臨時開所というのを取り止めたという経緯もございます、過去には。

そういうことからみて、今回も十分に周知することによって、そこは理解していただけるかなというふうに思っております。

○委員長（小川純文） 他、ご意見ご質問ございませんか。

よろしいですか。説明は。

（よいの声あり）

○委員長（小川純文） それでは、提案説明をこれで終わらせていただきます。

暫時休憩といたします。

（暫時休憩）

○委員長（小川純文） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

それでは、ただいま説明が終わりました。意見の時間としたいと思いますけれども、この条例の改正案に対しまして、ご意見のある方はいらっしゃいますか。

暫時休憩といたします。

（暫時休憩）

○委員長（小川純文） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ご意見はございませんか。

中橋委員。

○委員（中橋友子） 提案の説明をいただいて、多くを理解したところです。私が受け止めた皆さんの意見から自分自身思うことは、町が考えているよりは大きな変更になるであろうと。関係する町民に対する丁寧な説明をしっかりとやっていくということで認めていきたいというふうに思います。

○委員長（小川純文） この委員会としては、住民周知に再度徹底をしていただきたいと思いますということで、意見のほうは終わらせていただきたいと思います。

それでは次、討議に入ってもよろしいですか。

（よいの声あり）

○委員長（小川純文） 反対討論ございますか。

（なしの声あり）

○委員長（小川純文） それでは、採決に移りたいと思います。

今回提案されました、議案第103号、幕別町の休日を守る条例等の一部を改正する条

例について、賛成ということによろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

○委員長(小川純文) 全会一致で採択とします。

また、本会議への委員会としての報告書でありますけれども、これについては、委員長、副委員長にお任せいただけますでしょうか。

(よいの声あり)

○委員長(小川純文) よろしいでしょうか。では、そのように進めさせていただきます。

それでは、1番の付託された議案の審査についてということでありますけれども、1番の項目については、これをもって終了させていただきます。

続きまして、2番のその他でありますけれども、事務局のほうから何かありますか。

○事務局長(細澤正典) ございません。

○委員長(小川純文) 皆さんのほうから、その他について何かございませんか。

(なしの声あり)

○委員長(小川純文) ちょっと休憩いたします。

(暫時休憩)

○委員長(小川純文) それでは休憩を解いて再開いたします。

2番、その他でありますけれども、閉会中の継続審査という中で、先般の委員会でもお話申し上げていました、指定管理制度導入に関する基本方針の見直しについてということで、これは、総務のほうから申し出がありますので、これを含めた所管事務があるかと思えます。また、その時点で必要とあれば追加する場合もあるということでご理解をいただきたいと思います。その内容についても、委員長、副委員長にお任せをいただきたいと思います。そのような内容によろしいでしょうか。

(よいの声あり)

○委員長(小川純文) その他、他に皆さんのほうからございますか。

(なしの声あり)

○委員長(小川純文) ないようですので、以上をもちまして総務文教常任委員会の会議を閉じさせていただきます。

(閉会 14:04)